

令和5年度

# 指定管理者監査報告書

多摩市総合福祉センター

指定管理者 二幸産業・NSPグループ  
所管部課 健康福祉部福祉総務課  
健康福祉部高齢支援課

令和6年2月19日

多摩市監査委員



# 令和5年度指定管理者監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

令和6年2月19日

多摩市監査委員 込山 博  
多摩市監査委員 荒谷 隆見

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2 監査の対象

(1) 公の施設

多摩市総合福祉センター

(2) 指定管理者

二幸産業・NSPグループ

(3) 主管部課

健康福祉部福祉総務課（老人福祉センター事業を除く全般）

健康福祉部高齢支援課（老人福祉センター事業）

### 3 監査の範囲

令和4年度における監査対象施設の指定管理業務に関する事務の執行について（必要に応じて令和5年度指定管理事業に係る事務の執行を含む。）

### 4 監査の期間

令和5年10月10日から令和6年2月18日まで

## 5 監査の着眼点及び評価項目

### (1) 指定管理者

- ア 施設は関係法令等に従って適正に管理されているか
- イ 協定等に基づき指定管理事業は適切に行われているか
- ウ 指定管理事業に関する会計処理等は適正に行われているか
- エ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか
- オ 利用促進のための努力はなされているか

### (2) 主管部課

- ア 指定管理者の選定から指定は、関係法令等に従って適正・公正に行われているか
- イ 指定管理における協定等の締結は、指定内容に洩れなく明確且つ適正に行われているか
- ウ 管理に関する経費等は適正に算定され執行されているか
- エ 指定管理者へ常時報告を求め、調査し、又は指示するなどの適切なる指導等が行われているか
- オ 利用促進を図るために、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

## 6 監査の実施内容

監査の対象となった事務の執行について、指定管理者である、二幸産業・NSPグループ、主管部課である健康福祉部福祉総務課及び健康福祉部高齢支援課から提出された関係書類等に基づいて、証憑突合、質問、その他必要と認めた監査手続きを実施した。なお、監査にあたっては、多摩市監査基準に関する規定（令和2年4月1日監査規程第1号）に準拠して実施した。

## 第2 監査の結果及び意見

多摩市総合福祉センターの指定管理者である二幸産業・NSPグループ及び主管部課について、実地調査、事前調査及び監査を行った結果、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に係る契約事務、施設の運営管理及び関連する事務事業の執行は、概ね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、意見として下記に述べる。

### 1 指定管理者（二幸産業・NSPグループ）

#### (1) 予算について

収支計算書の予算について、市との協議により指定管理料に変更が生じた際に、予算を変更している案件と変更していない案件があった。指定管理料に限らず、予算を変更する場合の統一的な考え方を定め、予算管理を適正に行われたい。

## (2) 資料の正確性について

収支計算書の予算額及び決算額の記載について、金額を記載すべき科目の誤り、金額の重複計上、合計額の計算誤り、表間での金額の不突合など、誤りが散見された。予算及び決算の収支計算書は、指定管理業務の運営状況を示す重要な資料であるため、正確に作成されるよう徹底されたい。

## 2 主管部課（健康福祉部福祉総務課、高齢支援課）

### (1) 効率的な運営について

開館時間が午前8時30分から午後10時までであるが、一部の部屋を除き夜間の利用が極端に低い状況にあった。建設から26年が経過し施設の大規模改修を控えていることもあり、総合福祉センターの機能やあり方を再度検討し、効率的な運営に努められたい。また、改修内容についても今後精査し計画されたい。

### (2) 指定管理者への指導・助言について

指定管理者の予算及び決算の収支計算書に誤りが散見された。指定管理者から提出された書類を単に受領するだけでなく、詳細に確認し、不備等があれば指導するよう徹底されたい。

主管部課は指定管理者を監督する立場である。指定管理者と緊密に連携し、常に管理運営を評価・検証し、適切な指導・助言を行われたい。

## 第3 指定管理の概要

### 1 施設の概要（令和5年10月31日現在）

- (1) 名 称 多摩市総合福祉センター
- (2) 位 置 多摩市南野三丁目15番地1
- (3) 施設規模 敷地面積 8,316.74 m<sup>2</sup>  
延床面積 12,830.62 m<sup>2</sup>
- (4) 形 式 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階建
- (5) 竣 工 平成9年3月
- (6) 駐車場等 1階駐車場48台、2階駐車場22台（うち障がい者用8台）、駐輪場50台

### 2 多摩市総合福祉センターの概要（多摩市総合福祉センター条例より）

#### 第1章 総則

##### （設置）

第1条 市民の福祉活動を推進し、在宅の高齢者及び障がい者が自立して生活を営むことができるよう援助を行い、もって地域社会の福祉増進を図るため、多摩市総合福祉センター

(以下「総合福祉センター」という。)を設置する。

2 総合福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多摩市総合福祉センター

位置 多摩市南野三丁目 15 番地 1

(施設)

第 2 条 総合福祉センターは、次の施設をもって構成する。

- (1) 老人福祉センター
- (2) 障害者福祉センター
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な施設

## 第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 総合福祉センターにおいては、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉センター事業
- (2) 障害者福祉センター事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条に規定する目的を達成するために多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事業

(老人福祉センター事業)

第 4 条 老人福祉センター事業は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進、教養の向上及び娯楽等福祉の増進に関すること。
- (2) 機能回復訓練及び水浴訓練に関すること。
- (3) 老人クラブ育成の実施に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、高齢者福祉に資するものとして市長が必要と認める事業

(障害者福祉センター事業)

第 5 条 障害者福祉センター事業は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進、教養の向上及び娯楽等福祉の増進に関すること。
- (2) 障がい者団体活動の援助に関すること。
- (3) 機能訓練、社会適応訓練、創作的活動、健康指導、介護方法の指導及び送迎に関すること。
- (4) 入浴サービスに関すること。
- (5) 給食サービスに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、障がい者福祉に資するものとして市長が必要と認める事業

## 第 3 章 (略)

## 第 4 章 管理運営等

第 13 条 (略)

(休館日及び開館時間)

第 14 条 総合福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎月第 2 土曜日及びその翌日
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

- 2 総合福祉センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。  
(以降、略)

### 3 指定管理者の選定

多摩市総合福祉センターは、平成9年4月に設置され、市が管理運営を行ってきたが、公の施設の管理に民間や市民の力を活用する指定管理者制度を導入したことにより、平成20年4月1日から指定管理者制度による管理運営を行っている。指定期間などは以下のとおりである。

指定期間	年数	選定方法	指定管理者
平成20年4月1日～平成23年3月31日	3年	公募	二幸産業・NSPグループ
平成23年4月1日～平成28年3月31日	5年	公募	二幸産業・NSPグループ
平成28年4月1日～令和3年3月31日	5年	公募	二幸産業・NSPグループ
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1年	非公募	二幸産業・NSPグループ
令和4年4月1日～令和9年3月31日	5年	公募	二幸産業・NSPグループ

※

※ 新型コロナウイルス感染症による管理運営への影響・課題等を見定めるため、非公募で1年間とした。また、令和3年度から指定管理業務に老人福祉センター事業を追加した。

### 4 市と指定管理者との協定等の内容

- (1) 指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。【基本協定書第7条】
- (2) 本業務の範囲は次のとおりとする。【基本協定書第10条】
- ア 多摩市総合福祉センター
- ・ 施設等の利用の承認及び制限に関する業務
  - ・ 施設等の維持管理に関する業務
  - ・ 利用料金の徴収に関する業務
- イ 老人福祉センター
- ・ 事業等の運営に関する業務
- (3) 指定管理者は、基本協定、業務仕様書、年度協定、関係法令等のほか、募集要項等及び提案書に従って業務を実施するものとする。【基本協定書第15条】
- (4) 指定管理者は、施設等の機能及び特性を十分に把握し、必要人員体制を整え、施設等の保全業務、防災業務を万全に遂行し、利用者の安全を確保しなければならない。また、事業実施に際し、利用者の快適で安心な施設利用を担保しなければならない。【基本協定書第20条】
- (5) 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び多摩市個人情報保護条例を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざん等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。【基本協定書第23条】
- (6) 市は、本業務実施の対価として、指定管理者に指定管理料を支払う。【基本協定書第30条】
- (7) 指定管理者は、施設等の利用の対価として施設利用者から支払われる施設利用料を指定管

理者の収入として収受するものとする。【基本協定書第 32 条】

- (8) 指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。【基本協定書第 50 条】

## 5 施設の利用状況

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設利用者数		38,630 人	57,741 人	77,823 人
内 訳	老人福祉センター	24,909 人	32,395 人	35,991 人
	障がい者福祉センター	1,501 人	2,352 人	3,889 人
	一般貸出	12,220 人	22,994 人	37,943 人
利用団体件数		2,658 件	4,137 件	5,543 件
内 訳	老人福祉センター及び障がい者福祉センター	1,198 件	1,422 件	1,545 件
	一般貸出	1,460 件	2,715 件	3,998 件
登録団体数		568 団体	600 団体	592 団体
稼働率		29.1%	49.6%	61.4%

## 6 指定管理者の収支

一体的管理運営を行っている多摩市立温水プールと多摩市総合福祉センターの指定管理者の令和 4 年度の収支決算状況は、別表のとおりである。

令和 4 年度の収入決算額（多摩市立温水プールを含む）は 616,758,359 円で、支出決算額は 616,815,045 円、差引額は▲56,686 円である。

令和 4 年度の多摩市総合福祉センター指定管理料は、150,640,431 円である。老人福祉センターの指定管理料は、32,448,000 円である。

【別表】 令和4年度 多摩市総合福祉センター・多摩市温水プール収支計算書

(単位：円)

科 目	予 算 (1)	実 績 (2)	(2) - (1)
<b>I 収入の部</b>			
01 指定管理料収入	423,116,000	467,742,564	44,626,564
総合福祉センター 指定管理料収入	147,714,000	147,714,000	0
総合福祉センター 高温水ガス料金負担	0	134,753	134,753
総合福祉センター 光熱水費高騰補填	0	2,791,678	2,791,678
老人福祉センター 指定管理料収入	32,448,000	32,448,000	0
温水プール 指定管理料収入	242,954,000	242,954,000	0
温水プール 高温水ガス料金負担	0	651,819	651,819
温水プール 光熱水費高騰補填	0	1,530,615	1,530,615
温水プール コロナ利用料金補填	0	34,584,199	34,584,199
温水プール 照明破損修繕費	0	4,933,500	4,933,500
02 利用料金収入	171,805,000	134,433,920	▲ 37,371,080
総合福祉センター	250,000	192,910	▲ 57,090
温水プール	171,555,000	134,241,010	▲ 37,313,990
03 自主事業収入	6,000,000	6,000,000	0
総合福祉センター	1,000,000	1,000,000	0
温水プール	4,000,000	4,000,000	0
温水プールトレーニングルーム	1,000,000	1,000,000	0
04 その他収入	11,300,000	8,581,875	▲ 2,718,125
総合福祉センター	5,900,000	5,849,612	▲ 50,388
老人福祉センター	200,000	399,670	199,670
温水プール	5,200,000	2,332,593	▲ 2,867,407
当期収入合計 (A)	612,221,000	616,758,359	4,537,359
<b>II 支出の部</b>			
01 人件費	354,645,000	354,633,120	▲ 11,880
総合福祉センター 事務室人件費	68,895,000	68,891,040	▲ 3,960
老人福祉センター 人件費	27,445,000	27,445,000	0
温水プール 運営人件費	212,375,000	212,367,080	▲ 7,920
温水プール 施設一般人件費	45,930,000	45,930,000	0
02 消耗品費	8,356,000	7,559,263	▲ 796,737
総合福祉センター	876,000	1,502,011	626,011
温水プール	7,480,000	6,057,252	▲ 1,422,748
03 燃料費	40,000	29,768	▲ 10,232
総合福祉センター 業務用車両燃料費	20,000	14,884	▲ 5,116
温水プール 業務用車両燃料費	20,000	14,884	▲ 5,116
04 食糧費	20,000	7,905	▲ 12,095
総合福祉センター	10,000	3,953	▲ 6,047
温水プール	10,000	3,952	▲ 6,048
05 印刷製本費	300,000	241,835	▲ 58,165
総合福祉センター パンフレット印刷費	150,000	120,917	▲ 29,083
温水プール パンフレット印刷費	150,000	120,918	▲ 29,082
06 光熱水費	98,779,000	103,887,865	5,108,865
総合福祉センター	21,796,000	24,722,431	2,926,431
温水プール	76,983,000	79,165,434	2,182,434
07 修繕費	11,126,000	18,863,829	7,737,829
総合福祉センター	3,006,000	3,546,241	540,241
老人福祉センター	0	1,106,340	1,106,340
温水プール	8,120,000	14,211,248	6,091,248

科 目	予 算 (1)	実 績 (2)	(2) - (1)
08 通信運搬費	1,493,000	1,410,613	▲ 82,387
総合福祉センター 電話料金等	1,113,000	1,015,924	▲ 97,076
老人福祉センター 通信費	20,000	34,130	14,130
温水プール 電話料金等	360,000	360,559	559
09 保険料	1,346,000	1,147,460	▲ 198,540
総合福祉センター 指定管理者賠償保険料	657,000	557,730	▲ 99,270
温水プール 指定管理者賠償保険料	689,000	589,730	▲ 99,270
10 広報宣伝費	6,294,000	2,951,432	▲ 3,342,568
総合福祉センター	2,180,000	1,291,324	▲ 888,676
温水プール	4,114,000	1,660,108	▲ 2,453,892
11 手数料等	2,253,000	1,982,985	▲ 270,015
総合福祉センター	138,000	151,680	13,680
老人福祉センター	1,929,000	1,634,151	▲ 294,849
温水プール	186,000	197,154	11,154
12 保守点検	22,236,000	16,219,693	▲ 6,016,307
総合福祉センター 保守費	8,370,000	8,370,948	948
温水プール 保守費	13,866,000	7,848,745	▲ 6,017,255
13 業務費	80,842,000	81,383,667	541,667
総合福祉センター 清掃業務費	19,071,600	19,272,000	200,400
総合福祉センター コロナ対策浴室消毒業務費	705,000	690,765	▲ 14,235
総合福祉センター 植栽業務費	792,000	792,000	0
総合福祉センター 廃棄物業務費	120,000	161,370	41,370
総合福祉センター 設備業務費	20,950,400	20,948,374	▲ 2,026
総合福祉センター その他業務費	2,596,000	2,596,000	0
老人福祉センター パソコン教室業務費	2,460,000	1,858,208	▲ 601,792
温水プール 利用料金集金業務費	1,449,360	1,450,680	1,320
温水プール 施設清掃業務費	11,352,000	11,674,740	322,740
温水プール BGM視聴料	0	54,450	54,450
温水プール 施設植栽業務費	528,000	528,000	0
温水プール 施設廃棄物業務費	158,528	143,770	▲ 14,758
温水プール 施設設備業務費	13,513,512	13,514,910	1,398
温水プール その他業務費	1,232,000	1,292,000	60,000
温水プール トレーニングルーム 運営業務費	5,913,600	6,406,400	492,800
14 使用料及び賃借料	15,298,000	14,413,359	▲ 884,641
総合福祉センター	2,368,000	2,161,074	▲ 206,926
老人福祉センター	444,000	223,100	▲ 220,900
温水プール	12,486,000	12,029,185	▲ 456,815
15 工事費	7,060,000	9,272,962	2,212,962
総合福祉センター	700,000	769,670	69,670
温水プール	6,360,000	8,503,292	2,143,292
16 備品購入費	2,133,000	2,809,289	676,289
総合福祉センター	350,000	295,986	▲ 54,014
老人福祉センター	350,000	405,508	55,508
温水プール	1,433,000	2,107,795	674,795
当期支出合計 (B)	612,221,000	616,815,045	4,594,045
当期収支差額 (A)-(B)	0	▲ 56,686	—